

治山研究会規約

(名称)

第1条 本会は治山研究会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の連携を密にし、保安林制度又は林地開発許可制度（以下、「両制度」という）の運用や治山に関する技術の研究・情報交換等を通じて、両制度の円滑な推進、治山技術の向上及び森林の保全に関する科学技術の振興を図り、もって国土の保全、水資源の涵養等に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 会報の発行
- 二 技術及び情報の交換
- 三 図書その他印刷物の編さん及び発行
- 四 研究発表会の開催
- 五 前号に掲げるもののほか本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 会員は、本会の目的に賛同する個人会員とする。

(支部)

第6条 本会には次の地方ブロックごとに支部を置く。

- 北海道ブロック
- 東北ブロック
- 関東ブロック
- 中部ブロック
- 近畿ブロック
- 中国ブロック
- 四国ブロック
- 九州ブロック

2 各支部は、代表者を選任して支部の運営にあたることとし、代表者を選任したときは、会長に報告するものとする。

なお、支部の運営等については、別に定めることができる。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	2 名以内
委 員	10 名以内
監 事	3 名以内

(役員等の選任)

第 8 条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 役員に欠員が生じたときは、役員会において選任し次の総会において承認を求めるものとする。

(役員の仕事)

第 9 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 委員は、会務を運営する。

4 監事は、会の財務状況を監査し、その結果を総会に報告するものとする。

(役員の仕事)

第 10 条 役員の仕事は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第 11 条 本会に顧問を若干名を置くことができる。

一 顧問は、会長が委嘱する。

二 顧問は、会長の諮問により意見を述べることができる。

三 顧問の委嘱期間は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

(総会)

第 12 条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構成)

第 13 条 総会は、役員と各支部ごとに選任された各 1 名の代議員で構成する。

(総会の議決事項)

第 14 条 総会は、次のことを議決する。

一 役員の仕事

二 規約の変更

三 業務報告および収支決算

四 業務計画および収支予算

五 会費の賦課および徴収の方法

六 総会が必要と認めた事項

七 その他会長が必要と付議した事項

(総会の開催及び招集)

第 15 条 通常総会は、毎年 1 回開催し、会長が招集する。

2 臨時総会は、役員が必要と認めたとき又は、代議員総数の 3 分の 1 以上の請求があったときに開催し、会長が招集する。

(総会の定足数)

第 16 条 総会は、代議員の半数以上の出席をもって成立する。

(総会の議長)

第 17 条 総会の議長は、出席の役員及び代議員の互選により選出する。

(議会の議決)

第 18 条 総会の議決は、出席代議員の過半数をもって決する。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。

3 前項の場合における第 17 条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(役員会)

第 19 条 役員会は、会長が必要と認めたとき招集する。

(役員会の構成)

第 20 条 役員会は、役員をもって構成する。

(役員会の議決事項)

第 21 条 役員会は、次の事項を議決する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 三 その他総会の議決を要しない会務に関する事項

(事務局の職務)

第 22 条 事務局の構成員は、会長が、会員の中から指名する。

2 事務局は、会長の指示の下、会報の発行、会計事務その他本会の運営に必要な事務を行うものとする。

(会計事務)

第 23 条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- 一 会計に関する帳簿
 - 二 会計に関する証拠書類
- 2 会計事務は、事務局の構成員が分担して行うものとする。

3 支出は、会長が委員の中から指名した者の決裁を受けて行うものとする。

(支部等の事務担当者)

第 24 条 本会の運営を円滑に推進するため、各都道府県並びに各森林管理局等の会員の中に事務担当者 1 名を置く。

(支部等の事務担当者の職務)

第 25 条 事務担当者は、次の事務を行う。

- 一 都道府県内並びに森林管理局等の会員数把握（名簿の作成を含む）
- 二 会費の徴収
- 三 会員への会報の配布
- 四 会報原稿の執筆依頼等

(会計)

第 26 条 本会の経費の支出は、第 4 条に定めるものとし、本会の経費の収入は、会員の会費その他の収入をもってあてる。

2 年度開始後に予算が成立していないときは、成立する日まで繰越金の範囲内で暫定予算を執行することができる。

3 会費の額は、年額 3,000 円とする。

(会計年度)

第 27 条 会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(会員への業務報告)

第 28 条 会員に対する業務報告は、会誌「治山」に掲載をもって行う。

附則

第 1 条 この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から有効とする。

第 2 条 この規約は、平成 30 年 5 月 14 日から有効とする。

第 3 条 この規約は、令和 4 年 6 月 13 日から有効とする。